

(お知らせ)

2026年1月13日
沖縄電力株式会社

電気最終保障供給約款における電気料金支援にかかる対応について

当社は、2025年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置（以下「電気料金支援」）について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、「特定小売供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」において、電気料金支援にかかる措置（以下「本措置」）を実施いたします。（2025年12月5日プレスリリース済み）

この度、2026年4月1日より電気最終保障供給約款（以下「最終保障供給約款」）に高圧料金を設定することを踏まえ、同約款においても下記の通り本措置を実施することいたしました。

また、本措置に関連して本日、経済産業大臣に対して、「最終保障供給約款以外の供給条件」の承認申請を実施しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となるお客さま

高圧で受電して電気をご使用になるお客さま

2. 本措置の概要

最終保障供給約款に基づき算定される燃料費調整単価から、1 kWhあたり以下の単価（税込）を値引き

適用期間	高圧
2026年4月1日から2026年4月の検針日の前日までの期間 (4月分料金)	0.8円

※本措置の実施に関し、お客さまご自身での手続きは不要です。

※適用期間中の電気ご使用量のお知らせや請求書等に記載されている燃料費等調整額は、本措置による値下げが反映された額となります。

※電気料金支援についての詳細は、下記資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

[電気・ガス料金支援 | 資源エネルギー庁] <https://denkigas-gekikenkanwa.go.jp/>

以上